

令和5年門審第25号

裁 決

遊漁船A防波堤衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

補 佐 人 1人

本件について、当海難審判所は、理事官高橋寿則出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生 of 年月日時刻及び場所

令和4年11月20日06時00分僅か過ぎ

福岡県博多港第1区

2 船舶の要目

船 種 船 名 遊漁船A

登 録 長 10.12メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 209キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央部に操舵室を配し、同室前部中央やや右舷寄りに舵輪を、その右舷側に魚群探知機一体型のGPSプロッター及び機関遠隔操縦レバーをそれぞれ装備した、旅客の最大搭載人員が7人のFRP製遊漁船で、a受審人が1人で乗り組み、釣り客6人を乗せ、遊漁の目的で、船首0.5メートル船尾1.3メートルの喫水をもって、令和4年11月20日05時50分博多港第1区の東浜ふ頭の船だまりを発し、福岡県小呂島周辺の釣り場に向かった。

ところで、博多港第1区は、同港の南東部に位置し、同区北西部に築造された東防波堤と西防波堤との間が港口になっており、東防波堤西端部には緑色1閃光を3秒ごとに発する博多港東防波堤灯台（以下「東防波堤灯台」という。）が、西防波堤北端部には赤色1閃光を3秒ごとに発する博多港西防波堤北灯台（以下「西防波堤灯台」という。）がそれぞれ設置されていた。

a受審人は、GPSプロッターを作動させ、舵輪後方の椅子に腰を掛けた姿勢で操縦に当たり、05時55分半僅か過ぎ西防波堤灯台から112度（真方位、以下同じ。）1.2海里の地点で、針路を東防波堤灯台に向く302度に定め、15.4ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により進行した。

a受審人は、東浜ふ頭南西端に差し掛かったところで、右舷船首方に白、紅2灯を表示した出航船を認めたので、同船を避けながら港口に向かうこととし、05時57分少し前西防波堤灯台から108度1,630メートルの地点で、針路を285度に転じ、15.9ノットの速力で続航した。

a受審人は、程なく操舵室左舷側に立っていた常連の釣り客と雑談を始め、05時58分半西防波堤灯台から112度770メートルの

地点に達したとき、西防波堤まで船首方770メートルとなり、その後同防波堤に向首して接近する状況であったが、釣り客との雑談に気をとられ、同灯台の灯光を目視して位置関係を確認するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、a受審人は、釣り客と雑談を続けて西防波堤に向首したまま進行し、06時00分僅か過ぎ西防波堤灯台から205度100メートルの地点において、Aは、原針路、原速力で、同防波堤に衝突した。

当時、天候は晴れで風力1の南南西風が吹き、潮候は上げ潮の末期に当たり、視界は良好であった。

衝突の結果、船首部外板に破口を生じたが、来援した巡視艇により福岡県箱崎船だまりにえい航され、後に修理された。また、釣り客6人が、左脛骨腓骨骨幹部骨折、外傷性頸部症候群、頸椎捻挫、外傷性頸椎捻挫、筋収縮性頭痛及び顔面打撲傷等をそれぞれ負った。

（原因及び受審人の行為）

本件防波堤衝突は、夜間、博多港第1区において、港口に向けて航行する際、船位の確認が不十分で、西防波堤に向首進行したことによって発生したものである。

a受審人は、夜間、博多港第1区において、港口に向けて航行する場合、西防波堤に向首接近することのないよう、西防波堤灯台の灯光を目視して位置関係を確認するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、釣り客との雑談に気をとられ、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、西防波堤に向首接近する状況に気付かないまま進行して衝突を招き、船体に損傷を生じさせ、釣り客6人を負傷させるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 6 年 3 月 6 日

門司地方海難審判所

審判官 上 田 容 之